

監査結果報告書

日 監 第 5 号
令和 3年 2月12日

日野町長 堀江 和博 様
所属長 農林課長 様

日野町代表監査委員 東 源一郎



日野町監査委員 西澤 正治

地方自治法第199条第7項に基づき実施した監査の結果を下記のとおり報告します。

記

1. 実施監査委員 東 源一郎 ・ 西澤 正治
2. 監査の種類 財政援助団体等に対する監査
3. 監査等の概要

ア. 監査等の実施期間および監査対象課等

令和3年1月26日(火)

日野町農業再生協議会・農林課

イ. 監査等の対象とした事項および範囲

令和元年度日野町農業再生協議会運営費補助金 7,664,000円

ウ. 監査手続

関係証拠書類の提出を求め、説明を受け、質疑応答により実施

エ. その他監査等の目的、着眼点

対象事業の内容、公益上の必要性、算定方法、証拠書類の整備、事務手続の適正等を主眼に監査した。

4. 監査結果

ア. 監査等による事務の執行、事業の管理状況についての意見

町および団体における運営補助等の公的管理に誤りのないことを認めます。

日野町農業再生協議会においては、経営所得安定対策を有効活用するとともに、農業者の営農意欲を反映した作付け拡大を尊重して水田農業の活性化を図り、生産力の増大に資するための事業を推進している。厳しい農業情勢ではあるが、所管する各事業を通じて地域農業の維持向上に努められることを期待するものです。

農作物に関係する農業者に対する国の補助金の申請窓口の事務を担っているが、生産調整で農業者に対する強制力がないことから、転作率を遵守している地区(経営体)とそうでない地区(経営体)とで不公平感が生じている。行政の参画を得て、一定歯止めを掛ける必要があるのではないのでしょうか。

イ. 指摘事項 なし

監査結果報告書

日 監 第 5 号
令和 3年 2月12日

日野町農業再生協議会
会 長 橋 本 忍 様

日野町代表監査委員 東 源一郎

日野町監査委員 西澤 正治

地方自治法第199条第7項に基づき実施した監査の結果を下記のとおり報告します。

記

1. 実施監査委員 東 源一郎 ・ 西澤 正治
2. 監査の種類 財政援助団体等に対する監査
3. 監査等の概要

ア. 監査等の実施期間および監査対象課等

令和3年1月26日(火)

日野町農業再生協議会・農林課

イ. 監査等の対象とした事項および範囲

令和元年度日野町農業再生協議会運営費補助金 7,664,000円

ウ. 監査手続

関係証拠書類の提出を求め、説明を受け、質疑応答により実施

エ. その他監査等の目的、着眼点

対象事業の内容、公益上の必要性、算定方法、証拠書類の整備、事務手続の適正等を主眼に監査した。

4. 監査結果

ア. 監査等による事務の執行、事業の管理状況についての意見

町および団体における運営補助等の公的管理に誤りのないことを認めます。

日野町農業再生協議会においては、経営所得安定対策を有効活用するとともに、農業者の営農意欲を反映した作付け拡大を尊重して水田農業の活性化を図り、生産力の増大に資するための事業を推進している。厳しい農業情勢ではあるが、所管する各事業を通じて地域農業の維持向上に努められることを期待するものです。

農作物に関係する農業者に対する国の補助金の申請窓口の事務を担っているが、生産調整で農業者に対する強制力がないことから、転作率を遵守している地区(経営体)とそうでない地区(経営体)とで不公平感が生じている。行政の参画を得て、一定歯止めを掛ける必要性があるのではないのでしょうか。

イ. 指摘事項 なし